

第1章 基本的な考え

1 基本指針策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されています。

国は、2000年（平成12年）12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、2002年（平成14年）3月に同法に基づいて「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な人権課題に対する諸施策を進めています。

この法律において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りながら、地域の実情を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務があるとされています。

県は、2003年（平成15年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、これに基づき人権に配慮した行政施策や人権教育・啓発などを推進しています。

このような動向を受け、すべての市民が互いの人権を尊重しあう社会を実現するため、国及び県の人権に関する指針や計画にそって、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにする「朝倉市人権教育・啓発基本指針」を策定するものです。

2 基本指針の性格と目標

すべての人が人権を尊重し、また尊重される明るい社会を築くためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと」すなわち、人権共存の考え方について正しく理解することが必要です。

この指針は、本市の人権教育及び人権啓発に関する施策の基本方向を示すとともに、同和問題、女性、子ども、高齢者、^{資料2}障がい者など多岐にわたって人権課題における施策を進めて行くための基本理念や基本的な視点、施策の

方向性を示すものです。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく本市の施策とその実施の方針を基本指針として位置付け、国及び県の基本指針を踏まえ、本市の実情に即して策定したものです。

本市はこの基本指針により、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、各種行政施策の実施にあたっては、基本指針を尊重しながら推進します。

市民には、人権を尊重する精神が着実に自己のものとなるように努めるとともに、すべての市民がそれぞれの立場で人権を尊重した生活を営むことによって、一人ひとりの人権を尊重する社会の実現に寄与することを期待するものです。

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際的経過

20世紀において、人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して1945年（昭和20年）10月に創設された国際連合は、1948年（昭和23年）12月に人権の国際的基準として「世界人権宣言」^{資P3}を採択し、世界の人権擁護の動きは大きく前進しました。

宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」、第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、第2条で「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地」^{資P6}、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

国際連合では、世界人権宣言の理念を実現するために「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」^{資P1}、「国際人権規約」^{資P2}、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」^{資P3}、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」^{資P2}など、多くの人権に関する宣言や条約を採択してきました。

また、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などテーマごとに国際年」^{資P2}を設定し、人権擁護の取り組みを進めてきました。

しかし、東西対立による冷戦終了後も、世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や内戦が多発し、これに伴う人権侵害、難民の発生などの深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権擁護に取り組む気運が高まり、国連は1994年（平成6年）の総会において、1995年（平成7年）から10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、すべての国において人権教育を推進する国内行動計画の策定を求めています。

「人権教育のための国連10年」の最終年である2004年（平成16年）の国連総会では、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界プログラム」^{資P4}に取り組むことが採択されました。

～世界人権宣言採択60周年～

今年、2008年（平成20年）は世界人権宣言の採択60周年の節目の年です。宣言は、様々な国際人権法の基礎となるもので、これまで、80以上の国際人権条約や宣言、多くの地域の人権条約、国内人権憲章、あるいは憲法の条文などに取り入れられてきました。

宣言の成果を踏まえて、1976年（昭和51年）には市民的及び政治的権利に関する国際規約と、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約が発効されています。宣言には法的拘束力はありませんが、この2つの規約は世界人権宣言に含まれているほぼ全ての権利を規定し、批准した国に法的拘束力を与えています。年を経るにつれて、人種差別、拷問、女性、子ども、マイノリティー（社会的少数者）、先住民の権利等、解決すべき問題や保護が必要な社会集団に問題を絞って特化した国際人権条約が出てきました。

世界人権宣言はすべての人が有する^{資P5}普遍的価値の宣言であり、今日の国際的な人権尊重の潮流のもととなっています。60周年を機に、もう一度その価値を見つめ直し、その精神を新たにしていこうとする様々な取り組みが各国で行われています。私たちも世界人権宣言について学び直し、現在、私たちに問われていることを考えていかなければなりません。

2 国及び県の動向

我が国では、日本国憲法で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としており、「基本的人権の尊重」を基本原則として各種国内法の整備や各種施策を実施するとともに、国連が採択した^{資P2}「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」をはじめ、人権に関する多くの条約を批准し、国際社会の一員として人権擁護の取り組みを進めてきました。

1997年（平成9年）には、「人権教育のための国連10年」の趣旨を受け、国内行動計画を策定しました。

また、同年の^{資P3}「人権擁護施策推進法」の施行により、「人権擁護推進審議会」が設置され、1999年（平成11年）には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」の調査・審議について答申がされています。

これを受けて、2000 年（平成 12 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、県は「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しています。

3 朝倉市の取り組み

本市は、2006 年（平成 18 年）3 月 20 日、一市二町「甘木市・朝倉町・杷木町」が合併し、新たに「朝倉市」が誕生しました。

合併前のそれぞれの市町の取り組みとしては、国及び県の動向を踏まえ、旧甘木市・旧朝倉町・旧杷木町において、それぞれ「人権教育のための国連 10 年行動計画」を策定しました。

この中では、同和問題、女性に関する問題、子どもに関する問題、高齢者に関する問題、障がい者に関する問題、外国人に関する問題、^{資料 1}H I V 感染者に関する問題、様々な人権問題に対する課題の解消に向けて取り組むとしています。

具体的な取り組みとしては、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と定めた世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ障がい者差別、女性差別、いじめ等のあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、教育・啓発をはじめ、研修、啓発事業等、各人権課題に対応した施策の推進に努めてきました。

一市二町合併後には、「新市における人権のまちづくり」に資するための新たな組織として朝倉市人権・同和教育推進協議会を設立しました。部落差別をはじめとするあらゆる差別の本質・実態を把握し、そこから人権・同和教育の正しい認識を深め、全市民をあげて人権のまちづくりにむけた総合的かつ効果的な人権啓発活動を積極的に推進しています。

一方、2008 年（平成 20 年）3 月には、今後 10 年間の行政運営の基本的な指針として「第 1 次朝倉市総合計画」を策定しました。

この計画の基本構想では、地域社会における「共生」、大都市圏などとの「交流」、まちづくりを進めるための土台としての「自立」、さらに地方行政の持続性から「責任」が重要であるとして、本市の将来像を『水を育み 街を潤す

健康文化都市の創造 ～「共生」と「交流」を創る「自立」と「責任」のまち～』と定めています。

そして、計画実現に向けた具体的な施策の一つとして「心豊かに、人が輝くまちづくり」を掲げ、「すべての人がお互いの人権を尊重し、共に支えあう、差別や偏見のない明るい社会を実現するため、多様な学習機会の充実を図り人権啓発に取り組むなど『人権のまちづくり』を推進する。」、「社会の変化に対応し、真に調和のとれた豊かで活力のある人権尊重社会を実現するため、問題の解決に向けた意識啓発に取り組み、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解と認識を深めるため多様な学習の機会の充実を図る」、「あらゆる人権問題についての意識啓発の推進及び^{資P.5}ノーマライゼーションの理念の普及啓発により、人権尊重に向けた意識啓発を推進します」として

います。

そこで、本市では、市一体となった人権教育・啓発を推進するため、人権・同和教育推進協議会の充実、関係機関・団体との連携強化を図るとともに、指導者の育成に努めています。また、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの人権意識を高めていくため、就学前教育機関、学校、家庭、地域、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進しています。

こうした取り組みを通して、人間が人間として持っているあらゆる権利をお互いが尊重し合う社会の実現を強く目指しています。

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育・人権啓発のあり方

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。

本市における人権教育・啓発は、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、地域、職場、行政など様々な場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、次の事項に留意して推進することが必要です。

（1）連携と協働による多様な機会の提供

人権問題がますます複雑化、多様化する傾向の中で、人権教育・啓発は、家庭、学校・保育所（園）、幼稚園、地域、企業、各種機関・団体など社会全体が連携・協働し、多様な場と機会を通じて、より効果的、総合的に推進することが必要です。

（2）生涯を通じた人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、人権の重要性を正しく理解し、その精神を身につけ、人権を相互に尊重する態度と行動に根づいて日常生活を営むことが必要です。

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とするものであり、より効果的に推進するためには、家庭、地域、学校、職場など各々市民を対象とした学習。或いは学習者が成長していく各過程に応じた学習活動を推進することを基本的な考えとして、市民が生涯を通じて人権問題を身近な学習課題の一つとして学び、人権尊重のための取り組みを日常生活の中で生かしていけるような効果的な人権教育・啓発活動を継続的

に推進することが必要です。

(3) 市民の自主性の尊重と人権教育・啓発における主体性の確保

人権教育・啓発にあたっては、人権問題は人の内面的な問題にかかわることや多種多様な考えや意見があることなどから、一人ひとりの自主性を尊重し、市民が主体的に人権について自ら学び行動していく学習が必要です。また、その効果を十分発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法などにおいても、市民の理解と共感を得るものであることが必要であり、市は主体性や中立性を確保して人権教育・啓発を推進することが必要です。

2 人権教育・人権啓発の推進方針

(1) 学校教育等における人権教育の推進

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校において、それぞれの教育(保育)目標の実現をめざし、すべての教育活動を通して幼児児童生徒が人権問題を身近なものとしてとらえられるよう、発達段階に応じた実践が必要です。

そのためには、学校等における指導方法の改善を図るため、効果的な実践や教材などについて研究や交流を積極的に進める必要があります。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、社会性や人間性を育むため、様々な交流を積極的に推進するなど、体験学習の機会を図っていく必要があります。

さらに、子どもたちに人権尊重の精神を育むためには、学校等において、「子どもの権利条約」の精神をふまえた教育(保育)活動を進める必要があります。また、指導者として子どもに接している保育士・教職員の資質の向上が不可欠であり、個々が意欲的に取り組むことも大切ですが、組織的な取り組みも進めていくことが重要です。

(2) 社会教育における人権教育の推進

すべての人々が真に尊重される社会の実現をめざし、あらゆる機会を通じて人権に関する学習を推進し、家庭や地域社会など日常生活において、具体的な行動化に結びつく人権意識の高揚を図る必要があります。

また、誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習ができ、それぞれの願いや思いを表現し、生きがいを実感できる社会づくりのため、すべての市民を対象として、学習機会の提供方法や参加の仕方など諸条件の整備・支援を図る必要があります。

また、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実態を踏まえて人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく必要があります。こうした中で、従来の講義形式だけでなく、参加者の学習意欲を高めるような方法や内容について、創意・工夫していくことが重要です。

(3) 市民に対する人権啓発の推進

人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提に他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにするとともに、人権侵害があった場合には、これに適正に対処できるよう啓発を推進する必要があります。

本市では、人権啓発として、同和問題、女性の問題、子どもの問題など様々な人権をテーマにした講演会・研修会、人権意識高揚のための街頭啓発、朝倉市人権・同和教育推進協議会との連携や、広報紙による啓発事業を実施しています。

今後は、従来の方法にとらわれることなく多くの市民が楽しく参加できるよう、親しみやすいテーマや具体的事例を用いた啓発、参加型や体験型の啓発など、より効果的な手法を検討し啓発を推進する必要があります。

(4) 企業・団体等に対する人権啓発の推進

企業には、地域社会の一員として、社会的責任とともに、様々な社会的貢献がもとめられており、企業自らの人権問題への対応や雇用主としての取り組みが進められています。

しかし、企業においては、人権に配慮した公正な採用選考が行われる一方、賃金や処遇での男女差別、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、パワー・ハラスメント（上司によるいやがらせ）、高齢者、障がい者、外国人の雇用差別など、人権にかかわる問題を現在でも多く抱えています。

また、団体等においても、企業と同様に地域社会の一員として社会的責任と社会的貢献が求められています。

各責任者や各人権担当者などが人権問題についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携し、啓発や研修内容の助言、情報提供などに努めることが重要です。

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

1965年（昭和40年）の^{資P5}同和对策審議会答申（以下「同対審答申」という。）において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識が示されました。この同対審答申を踏まえ、国は1969年（昭和44年）7月に10年間の時限立法として「^{資P5}同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）を施行し、以後二度にわたり特別措置法を制定し、約33年間、同和問題解決に向けた関係施策を実施してきました。

また、1993年度（平成5年度）には、同和地区の実態や国民意識について把握を行い、これまでの特別対策の効果を測定するために、政府により「同和地区実態把握等調査」が実施され、実態把握等調査をはじめとする関係諸調査、民間運動団体・民間研究所及び地方公共団体からの意見聴取、さらには現地視察等を踏まえ幅広く審議が行われました。

福岡県では同和問題の解決を県政の重要な課題と位置付け、国や市町村と一体となって、特別措置法に基づく対策や県独自の施策を実施し総合的な同和对策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善や物的な基盤整備は着実な成果がみられています。

朝倉市においては、「同対審答申」や「地対協意見具申」の趣旨を踏まえ、同和对策事業の推進を行い同和对策事業長期計画の樹立や事業実施のための調査等を重ねながら、これまで住宅、道路、下排水路等の生活環境整備をはじめ、地域の拠点となる^{資P6}隣保館及び^{資P2}集会所の建設や、地区住民の方の生活安定向上のための諸給付並びに諸施策、教育・啓発に関する諸事業等取り組みを行ってきたところです。

その結果、かつての生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は基本的に解消され、同和問題は解決に向けて大きく前進しました。

また、同和問題解決に向けた教育・啓発活動は、市民の人権意識を高め、他の人権問題の取り組みへと広がりを持たせる重要な役割を果たしてきました。

学校教育では、基本的人権尊重の精神の育成に向けた取り組みを、小・

中学校教育を通して、様々な教育活動の中で積極的に推進しています。

人権教育の国際的な潮流や、少子・高齢化、国際化、情報化、科学技術の進展等に伴い、より一層人権が尊重される社会を形成する必要があることから、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習を進め、人権問題について学習する同和教育副読本「かがやき」等を活用した人権教育を進めています。

社会教育においても、充実した人権教育が推進されるよう、資料や冊子等の作成・配布を行いそれぞれの実態に応じて、地域住民に対する学習会や公民館等の社会教育施設での講座、市民団体・^{資P5}PTA等における研修会等が、^{資P2}生涯学習の視点に立って実施されてきました。

住民啓発の取り組みとしては、広報紙に毎月人権に関する記事を掲載し、7月と12月には特集記事を掲載し啓発を行っています。

現在は、福岡県独自の施策として1981年（昭和56年）に定めた7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間の時期には、街頭啓発、啓発物品の配布、各種行事（講演会・人権作品発表・^{資P5}パネル展・映画会等）等を行って住民啓発に努めています。

また、朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会においては、共同による人権啓発冊子「ひらけ未来に」を継続して作成し、全世帯に配布を行い各市町村及び学校と連携を図りながら同地域における人権・同和教育を推進しています。

このように、同和問題の解決に向けたさまざまな取り組みを積極的に推進し同和問題の解決を最重要課題として、これまで関係施策の推進に努めてきました。

しかし、現在でも結婚差別や差別落書が行われ、教育現場において不適切発言が発生するなど、依然として差別事象が発生しており心理的差別は、いまだに解決されていません。

最近では、^{※注}同和地区・被差別部落出身者を誹謗中傷する表現や同和地区・被差別部落の所在を明かす書き込みが^{資P1}インターネットに掲載されるといふ差別事件も発生し、同和問題に対する住民の理解を妨げる「^{資P1}えせ同和行為」も依然として横行している等深刻な状況にあります。

また、住民啓発や講演会、研修会に関しては、全般的に若者の参加が少なく、各種団体を通じての組織動員に頼っているのが現状で、内容や方法などもマンネリ化している懸念があります。

2001年度（平成13年度）末をもつて国の特別対策が終了している中で今後は、同和問題を人権問題の重要な柱ととらえ、一般施策の有効かつ適

切な活用により同和問題の早期解決に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

部落差別は、差別を温存、助長する因習等をなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消しうるものと考えます。

今後の推進にあたっては、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と反省を踏まえつつ、引き続き諸政策の総合的かつ計画的な推進を図り、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、地域、職場、行政が連携し、効果的に事業・研修会等を行うとともに、これらの取り組みを通して同和問題に対する確かな人権意識を培い、自主的に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

① 啓発の推進

- (ア) 住民に対する啓発活動の充実
- (イ) 企業に対する啓発活動の充実
- (ウ) えせ同和行為の排除

② 教育の推進

- (ア) 学校教育における人権・同和教育の推進
- (イ) 社会教育における人権・同和教育の推進

③ 隣保館、教育集会所の事業推進

- (ア) 教育・文化活動の推進
- (イ) 交流事業の推進
- (ウ) 相談事業の推進

※注

「参考」（部落解放・人権研究所編『部落問題人権辞典』より）一部抜粋

「同和地区」

行政機関による＊被差別部落の呼称。同和地区とは、＜歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害される地域＞（＊同和対策事業特別措置法第1条）をいう。

＜同和地区＞は、被差別部落を示す行政用語であるが、厳密に言えば被差別部落と同じではない。すなわち、行政機関によって＊同和対策事業が必要と認められた地区に限定され、歴史的には被差別部落であっても、同和地区と認定されていないところがある。これを未指定地区という。

未指定地区になった経緯については、さまざまな理由がある。第1に行政機関の部落問題に対する消極的姿勢、第2に地区住民の間で＊〈寝た子を起こすな〉という声が強いこと、第3に、ある程度豊かな地区であったため、＜生活環境の安定向上＞に主たる力点を置いてきた同和対策事業の実施の必要がなかったため、などが挙げられる。

2 女性の問題

(1) 現状と課題

女性の人権尊重や地位向上の動きとして、国連では、1975 年（昭和 50 年）の「国際婦人年」や、これに続く 1976 年（昭和 51 年）から 10 年間を「国連婦人の 10 年」として女性問題に関する認識を深めるための活動が奨励されるなかで、1979 年（昭和 54 年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。更には 1993 年（平成 5 年）の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたほか、数次の世界女性会議等が連動して進められ、現在の^{資 P 4}男女共同参画社会の形成に向けた動きへと繋がってきました。

我が国においても、日本国憲法で定められている政治的、経済的又は社会的関係における性差別の禁止（第 14 条）並びに家族関係における男女平等（第 24 条）の具現化や 1972 年（昭和 47 年）に「^{資 P 2}雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定をはじめ、1985 年（昭和 60 年）「女子差別撤廃条約」を批准し、1987 年（昭和 62 年）「新国内行動計画」を策定するなど、男女平等の実現に向けた各種法律や制度の整備が図られてきました。

その後、国内の少子・高齢化などの急激な社会変化の対応とも相まって、1996 年（平成 8 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、1999 年（平成 11 年）年 6 月に男女共同参画社会の実現を 21 世紀我が国の最重要課題と位置付けた「^{資 P 4}男女共同参画社会基本法」が制定されました。

しかし、法制度や社会環境の整備の進展にもかかわらず、依然として社会や家庭においては女性に関する多くの課題を残しています。人々の意識や行動、社会的^{資 P 2}慣習の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、「男は仕事、女は家庭」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識が残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けていることがよくあります。

また、^{資 P 5}ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等で女性の人権が侵害されている実態があります。

朝倉市では 1999 年（平成 11 年）に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づく国や県の「^{資 P 4}男女共同参画基本計画」を踏まえ、2007 年度～2011 年度（平成 19 年度～平成 23 年度）までの 5 ヶ年間の「朝倉市男女共同参画推進計画」を 2007 年（平成 19 年）3 月に策定し、「朝倉市男女共同参

画のまちづくり条例」を2007年（平成19年）12月に制定して、男女がお互いにその人権を尊重しつつ自立し支え合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

（２）施策の方向性

女性の人権が尊重される社会実現のために、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の形成に向けて以下の取り組みを積極的に推進します。

① 男女平等意識の形成づくり

- （ア）社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進
- （イ）男女平等の意識を育む教育・学習の推進
- （ウ）人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進

② 女性の人権が尊重される社会づくり

- （ア）女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進
- （イ）相談窓口の設置や被害者の支援体制整備
- （ウ）生涯を通じた女性の健康支援体制の整備

③ 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

- （ア）男女平等な労働環境の推進
- （イ）男女が共に支えあう子育て・介護の実現
- （ウ）地域における男女共同参画社会づくりの推進

④ 男女共同参画を推進する社会システムの構築

- （ア）政策方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくり
- （イ）参画拡大のための啓発推進

3 子どもの問題

(1) 現状と課題

子どもが幸せな生活を送るために必要な権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を目的とした「^{資料 3}児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が 1989 年（平成元年）の国連総会において採択され、わが国も 1994 年（平成 6 年）を批准しました。

その後わが国の子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し、少子化や核家族化はさらに進行しています

家庭においては、親の教育力や養育力の低下が見られ、さらには育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待の増加につながっています。

学校においては、言葉や暴力、あるいは仲間外しなどによる「いじめ」や不登校などが問題化し、ときには自殺に到るなど深刻な事態となっています。

地域社会においては、人間関係の希薄化や社会性の欠如が問題となっており、地域の教育力の低下と子育ての孤立化が指摘されています。

さらに情報化社会の中で、インターネットや携帯電話の普及による有害情報の氾濫、生命をも奪う犯罪の増加等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。

こうした状況を踏まえ、2003 年（平成 15 年）に「少子化社会対策基本法」並びに「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

本市においては、2007 年（平成 19 年）3 月に「^{資料 3}次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭、地域、各種団体、学校、企業、行政の協力と連携のもと、子育て支援の推進に取り組んでいます。

学校や家庭、地域社会が一体となり、互いに連携を図り、それぞれの教育力、養育力を高めることが必要です。そして、子ども一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できる人として育成できる環境づくりを推進する必要があります。

(2) 施策の方向性

社会全体で子どもの健やかな成長を図るために、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、地域、職場、行政などをはじめとした関係機関が、人権の視点にたって子どもたちのことを考え、議論できるネットワークの構築を図り、地域社会の連携による総合的な取り組みの充実・相互支援を図ります。

また、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、子どもの権利の尊重と擁護に向けた取り組みを積極的に推進していけるよう「次世代育成支援行動計画」に基づいた取り組みを推進します。

- ① 子どもの人権が尊重されるまちづくり
 - (ア) 市民意識の醸成を図るための啓発
 - (イ) 人権尊重の意識を高める教育の推進
 - (ウ) 人権の視点に立ったネットワークの構築

- ② 子育て支援に関する環境づくり
 - (ア) 子育て支援体制の整備
 - (イ) 相談体制の充実
 - (ウ) 子育てを応援する仕組みづくり

- ③ 豊かな人間性が育つ地域づくり
 - (ア) 子どもの健全育成の推進
 - (イ) 情報提供、交流機会の提供
 - (ウ) 児童虐待防止対策の充実

4 高齢者の問題

(1) 現状と課題

現在、我が国は、出生率の低下と平均寿命の伸長等を要因とした少子高齢化が急速に進行しています。

2007 年（平成 19 年）10 月現在、65 歳以上の高齢者の総人口に占める割合は 21.7% となり、2015 年（平成 27 年）には、全国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる本格的高齢社会の到来が見込まれており、今後も上昇の一途をたどるとされています。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、高齢者に対する介護の放棄や、いじめや虐待、身体拘束等の問題をはじめ高齢者の孤独死や自殺の増加、高齢者を対象とした詐欺事件など、深刻な社会問題が生じています。

本市では、市民一人ひとりが人間として尊重され、慣れ親しんだ地域で共に支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくりや人づくりなど、高齢化社会対策に取り組んでいます。さらに^{資料 P1}介護保険制度の導入に伴い、平成 18 年（2006 年）3 月には「朝倉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉サービスの充実に努めています。

高齢者が個人として尊重され、その人らしく生きぬく上で保障が大切であるとともに、高齢者が生きがいをもって安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた施策をさらに推進していく必要があります。

(2) 施策の方向性

高齢者が安心して活動的な暮らしができるように、社会環境の整備・充実を図る施策を展開するとともに、生き生きと暮らせる社会の実現を目指すための啓発や、地域や事業者、行政が一体となり高齢者の積極的な社会参加を支援します。

また、高齢者が元気に過ごすことができるよう生活支援の整備、保険の安定化・年金制度の周知を図ります。

介護保険については、今後の高齢者介護の実態を見据えながら、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、「朝倉市介護保険事業計画」に基づき介護予防及び地域ケアへの展開等を推進します。

① 暮らしやすい環境整備

(ア) 地域ケアの体制づくり

(イ) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設等の整備

(ウ) 高齢者相談体制の充実

(エ) 道路、公園、公共施設等の^{資P 5}バリアフリー化

② 社会参加の推進

(ア) 学習機会、社会参加機会の充実

(イ) 生きがいつくり支援

③ 介護保険制度の充実

(ア) 利用者への情報提供

(イ) 苦情処理・相談体制の整備

④ 生活支援体制の整備・充実

(ア) 介護予防の充実

(イ) 生活支援サービス・認知症高齢者対策の推進

(ウ) 権利擁護事業の支援

⑤ 保険の安定化、年金制度の周知

(ア) 健診や生活習慣病の予防

(イ) ^{資P 4}長寿医療制度（後期高齢者医療制度）についての広報

(ウ) 国民年金制度の周知徹底

(エ) 保険料免除制度の啓発

5 障がい者の問題

(1) 現状と課題

国連は、1981 年(昭和 56 年)障がい者の人権問題に関し、障がい者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」を設定し、その後 1983 年(昭和 58 年)から「障害者のための国連 10 年」が定められました。さらに、アジア・太平洋地域においては、地域内における障がい者施策の格差が大きいことから「アジア・太平洋障害者の 10 年」(1993 年～2002 年(平成 5 年～平成 14 年))などの取り組みを通して、障がい者の人権確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。

我が国においては、1982 年(昭和 57 年)「障害者対策に関する長期計画」を策定、1989 年(平成元年)には、「今後の社会福祉のありかたについて」の意見具申が行われ、在宅福祉を基軸とした、地域福祉の推進、市町村の役割重視等の基本的な考えが示されました。また、2004 年(平成 16 年)には^{資料 P3}障害者基本法が改正され、法律の基本理念として「障害を理由とした差別の禁止」が明記されたほか、翌年 4 月には「発達障害者支援法」が施行されました。

本市でも障害者福祉計画等の策定を行い、障がいの有無に関らず、誰もが慣れ親しんだ地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる社会の実現を目指して、これまで管内市町村間や関係機関との連携のもと、福祉・保健・医療等の各種サービスや経済的支援、社会参加や就労促進など多様な施策を講じるとともに、障がい者及び障がいに対する啓発活動を推進してきました。

その結果、障がい者に対する地域住民の理解や認識は着実に深まりつつありますが、一方では障がい者が社会生活を営む上で、様々な社会的・経済的不利益を被る状況や、偏見や憶測に基づいて社会活動から排除されたり、利益の享受を妨げられている実態も依然としてあります。

さらに、高齢化の進行に伴う障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進むとともに、現代社会におけるストレスを要因とした精神障害の増加がみられるなど、障がい者を取り巻くニーズは多様化しています。これらの現状を踏まえ、引き続き取り組むべき多くの課題と新たな課題に対しての施策を総合的、計画的に推進し、障がい者が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

すべての障がい者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会づくりと平等の実現に向け、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い諸施策を総合的に進めていきます。

① 地域生活支援及びサービスの提供

- (ア) 地域生活支援及びサービスの充実
- (イ) ケアマネジメント体制の充実
- (ウ) 権利擁護の推進
- (エ) 日常生活における支援

② 生活環境の整備

- (ア) 道路等生活空間の整備
- (イ) 住宅環境の充実
- (ウ) 移動・交通手段の確保
- (エ) 公共建築物の整備
- (オ) 防犯・防災体制の充実

③ 保健・医療

- (ア) 総合的な健康づくりの推進
- (イ) 保健活動の推進
- (ウ) 医療・^{資料 P 6}リハビリテーション体制の充実

④ 情報提供・相談支援体制

- (ア) 情報提供の充実
- (イ) 相談支援体制の充実

⑤ 教育・育成

- (ア) 教育環境の充実
- (イ) 関係機関の連携

⑥ 雇用・就業

- (ア) 雇用の促進
- (イ) 総合的な就労支援の推進

- ⑦ 障がい者に対する理解・啓発活動の推進
 - (ア) 広報媒体を活用した理解・啓発の推進
 - (イ) 障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施

- ⑧ 学校や地域における福祉教育の充実
 - (ア) 学校における福祉教育の充実
 - (イ) 各種講座・学習会の開催
 - (ウ) 体験学習の推進

- ⑨ 地域参画・生きがいづくり
 - (ア) 文化・スポーツ・^{資P 6}レクリエーション活動の充実
 - (イ) 交流・ふれあいの場の充実
 - (ウ) 外出・移動支援の充実
 - (エ) ^{資P 6}ボランティア活動の育成・支援

6 外国人の問題

(1) 現状と課題

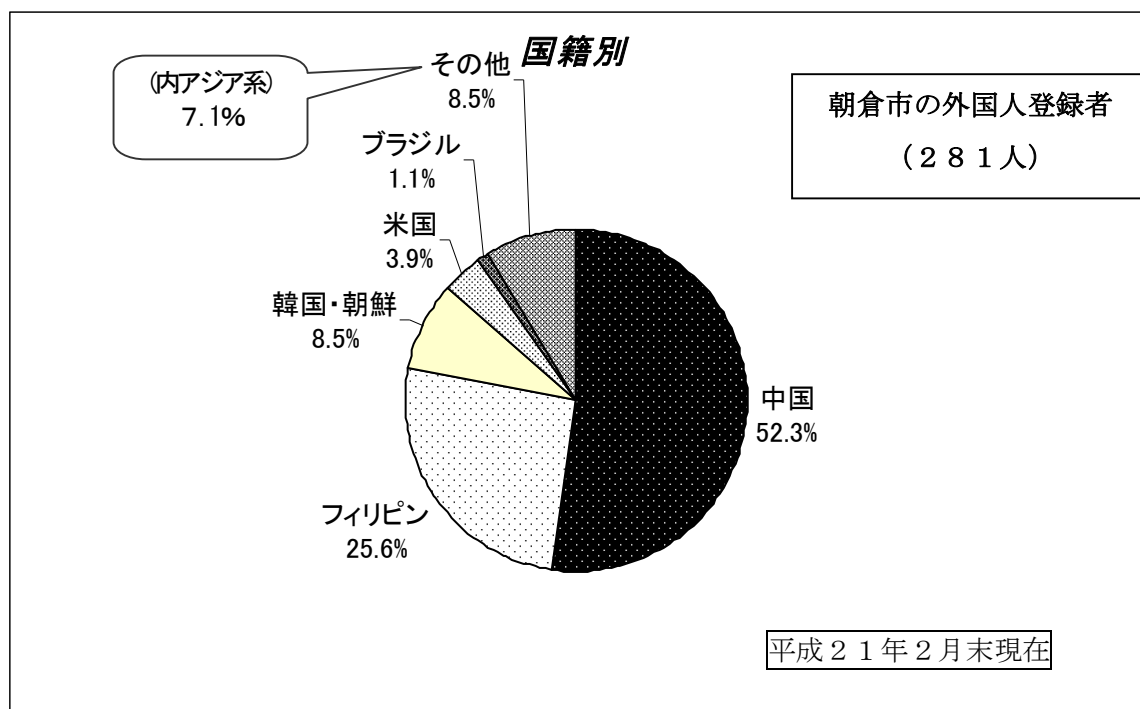
近年の急速な国際化の進展により、日本に在住する外国人の数が急増しています。朝倉市においても同様に^{資料2}外国人登録者数は、平成21年2月末現在で281人、市の総人口の0.47%となっています。

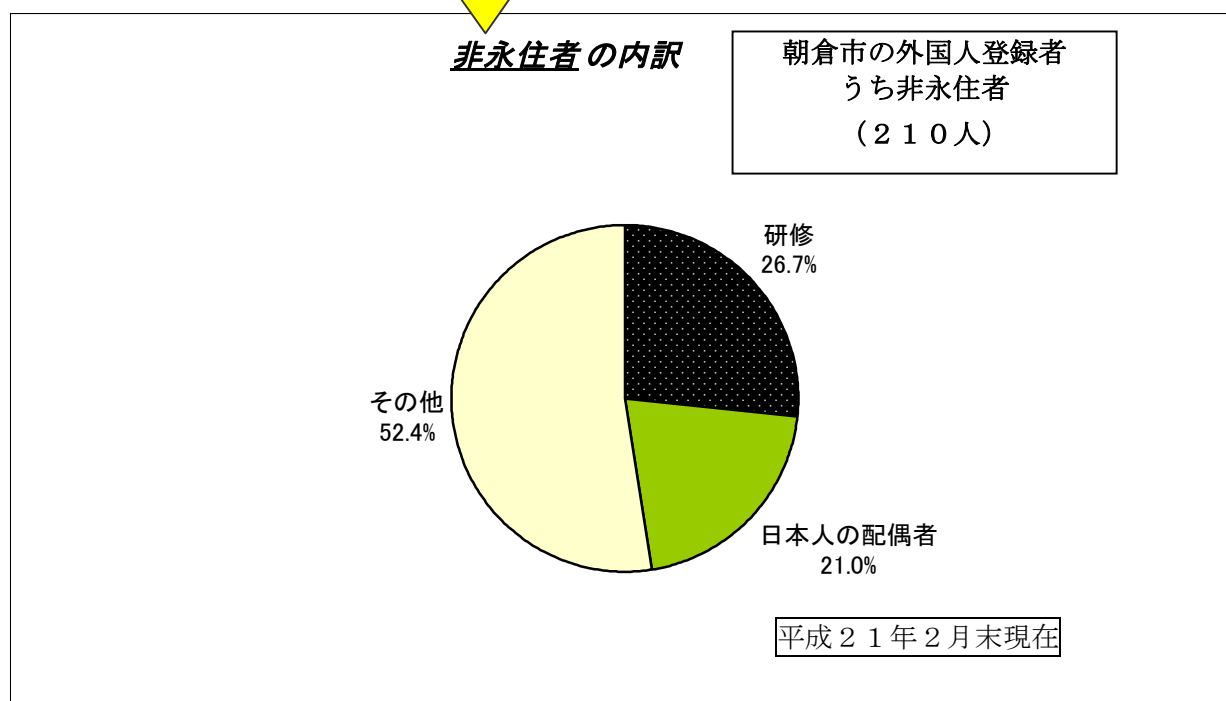
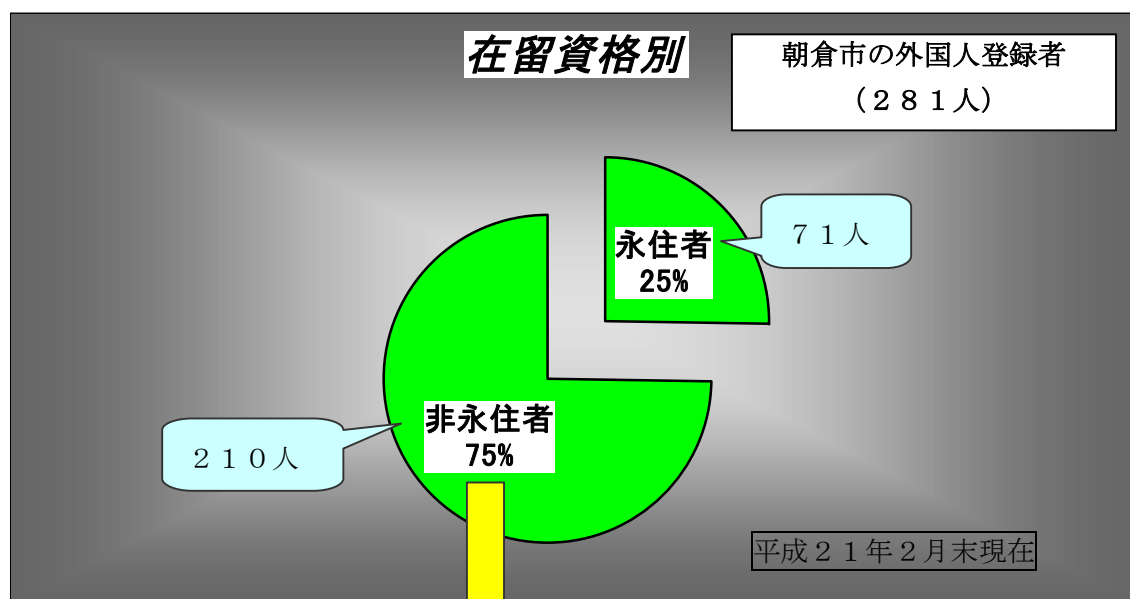
朝倉市の外国人を国籍別で見ると、中国147名、フィリピン72名、韓国・朝鮮24名等、アジア系の住民が90%以上を占めています。

在留資格別にみると非永住者が74.7%、永住資格者が25.3%、非永住者のうち26.7%が研修、21.0%が日本人の配偶者、といった構成になっています。

このようななか、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人に対する民族的偏見や、異なる、歴史、文化、言語、宗教、生活習慣等について相互理解が十分でないことなどからさまざまな人権問題が発生しています。

今後もさらに国際化が進み、多国籍化や多民族化が進むことが予想されますが、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切となっています。





■永住者とは・・・

- ① 永住の意思に関係なく、国内に住所または居所を有する期間が、現在まで引き続いて5年を超える者
- ② 永住の意思があり、かつ、国内に住所を有する期間が、現在まで引き続いて5年以下である者
- ③ 永住の意思があり、かつ、国内に居所を有する期間が、現在まで引き続いて1年以上5年以下である者

■非永住者とは・・・

- ① 永住の意思がなく、かつ、国内に住所を有する期間が、現在まで引き続いて5年以下である者
- ② 永住の意思がなく、かつ、国内に居所を有する期間が、現在まで引き続いて1年以上5年以下である者

(2) 施策の方向性

多国籍化や多民族化が進展する現在、外国人との相互理解、友好関係を築くとともにお互いに個性を尊重しあい、外国人とともに楽しく安心して生活できるまちづくりのため、次のような施策を推進します。

① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進

- (ア) 市民への学習機会の提供や啓発の推進
- (イ) 日本語や日本の文化を理解する学習機会や情報の提供
- (ウ) 就学前教育・学校教育・生涯学習における国際理解教育の推進
- (エ) 学校教育における多文化教育の支援
- (オ) 生涯学習の場における自主活動の推進

② 生活環境の充実

- (ア) 日常生活に必要な情報が得られる相談窓口の設置
- (イ) 外国語による情報提供の推進
- (ウ) 企業、関係機関、民間団体との連携による相談・支援体制の整備

③ 民間団体等との協働

- (ア) 市民ボランティアの育成と活用
- (イ) 民間交流団体等の活動支援

④ 就労・雇用の促進

- (ア) 就職情報提供と支援

7 A I D S (エイズ)・H I V感染者・ハンセン病患者等の問題

(1) 現状と課題

1988年(昭和63年)に^{資P4}世界保健機構(WHO)は、12月1日を世界エイズデーと定め、H I V感染者、^{資P1}A I D S (エイズ)の蔓延防止と患者・感染者への偏見や差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱し、世界レベルでの取り組みを展開しています。

福岡県では、国の指針に基づき、県民や教育関係者に対する啓発活動を実施しています。

現在、医療や福祉がある程度整ってきましたが、教育や啓発が進まず、若い世代の感染がじわじわと広がってきています。A I D S (エイズ)やH I V感染は、一部の国の問題であるかのように錯覚され、社会の中で、この問題が身近な危機として感じられていない現状があります。

^{資P5}ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は非常に低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立されているので完治する感染症です。

我が国では、1907年(明治40年)から1996年(平成8年)^{資P6}「らい予防法」の廃止までの89年もの長い間、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。そして、長い隔離政策の誤りが、国民の誤解や偏見を生む結果となりました。私たちは誤った施策が感染症患者自身を苦しめるだけでなく、差別と偏見を醸成した結果となり、今もなお根深い差別や偏見を残していることに気づき、その解消に取り組んでいかなければなりません。

(2) 施策の方向性

A I D S (エイズ)に対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたA I D S (エイズ)教育の推進に努めていきます。A I D S (エイズ)患者・H I V感染者が不当な取り扱いを受けることがないように、正しい知識の普及と啓発の推進に努めていきます。

ハンセン病に対する理解は、病気に対する正しい知識と理解、隔離政策下におかれた療養所の歴史、今の現状を知り考えていくことです。ハンセン病患者やハンセン病元患者が不当な差別を受けることがないように、正しい知識の普及と啓発の充実に努めていきます。

① 教育・啓発活動の推進

- (ア) A I D S（エイズ）、H I V感染症、ハンセン病に関する啓発の推進
- (イ) 学校・地域におけるエイズ教育の充実
- (ウ) 関係機関との連携

② 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備

- (ア) ^{資P6}プライバシーの保護の徹底
- (イ) A I D S（エイズ）、H I V感染症・ハンセン病に関する相談・支援体制の充実

8 その他の人権問題

(1) 現状と課題

これまでに記述した以外にも、アイヌの人々に対する偏見や差別、刑を終えて出所した人やその関係者に対する偏見や差別、犯罪被害者やその家族の事件による直接的被害と、刑事手続きの過程等で受ける精神的被害や経済的負担、インターネットによる匿名性を利用した他人への誹謗中傷、同性愛者や^{資料P3}性同一性障害など性的指向を理由とする偏見や差別、ホームレスに対するいやがらせや集団暴行などの人権侵害、中国残留孤児やその家族、また、最近では北朝鮮拉致被害者の人権問題など、様々な人権課題が存在しています。

今後とも関係機関などと連携しながら、その課題に向けた施策を推進するとともに、あらゆる機会を通して、人権教育・啓発を推進していかなければなりません。

(2) 施策の方向性

様々な人権問題の多くは、そのことについて正しく知らないという無知、無理解から起きています。それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

① 教育・啓発活動の推進

- (ア) 様々な人権に関する啓発の推進
- (イ) IT学習会等や情報教育等の推進
- (ウ) 関係機関との連携

② 人権に配慮した相談・支援体制等の整備

- (ア) プライバシーの保護の徹底
- (イ) 様々な人権に関する相談・支援体制の充実

第5章 基本指針の推進

1 推進体制

本市は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、2008年（平成20年）4月の機構改革により、人権・同和対策課と生涯学習課人権・同和教育係を統合した人権・同和対策課を中心とし、全庁的な取り組みを進めるとともに、各種の連携の場を有効に活用し、本基本指針をもって、着実かつ効果的な実施を推進します。

2 連携及び協力

人権教育・啓発の推進については、行政のほか公益法人、民間団体、企業の果たす役割が極めて大きい。行政及びこれらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携・協力を保ちながら、本基本指針に沿った自主的な取り組みの展開に努めます。

3 指針の見直し

基本指針は、人権をめぐる国際的潮流や国及び県の動向さらには社会環境の変化等に適切に対応するため、必要に応じて的確に見直しを行います。